

今年度は2回に分けて送付します

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ①保険証について

8月1日から被保険者証が  
変わります。令和4年度は、  
窓口負担割合の見直しが行われ、  
1日から実施されることから、  
被保険者証は次のとおり  
2回に分けて、簡易書留で送  
付します。

### 【1回目の交付】

有効期間が令和4年8月  
1日から9月30日の被保険者  
証（紫色）を7月中に送付

### 【2回目の交付】

有効期間が令和4年10月1日  
から令和5年7月31日の被保険  
者証（若草色）を9月中に送付  
なお、現在お持ちのピンク色  
の被保険者証は、8月1日以降  
は使用できません。8月1日以  
降に役場福祉課に返却してい  
ただくか、住所・氏名が見えない  
ようハサミなどで裁断して破棄  
してください。

## ②保険料について

後期高齢者医療制度では、  
被保険者一人ひとりに対し  
て保険料を計算します。  
7月中旬に保険料額およ  
び納付方法の通知を役場福  
祉課から送付します。

### ◆保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料

額は被保険者全員が定額を負担  
する「均等割額」と、その方の  
所得に応じて負担する「所得割  
額」の合計額になります。

### ◆均等割額の軽減

所得が低い世帯に属する方  
は、下記の基準により均等割  
額が軽減されます。該当者には  
軽減措置を行った後の額を  
通知します。

### ◆保険料の徴収方法

保険料の徴収方法は、原  
則として特別徴収（年金か  
らの天引き）です。  
ただし、条件に満たない  
場合は、納付書で納付する  
普通徴収となります。

また、申請してもらうこと  
で口座振替に変更することも  
できます。

特別徴収の方は、保険料額  
決定通知書にて10月以降の年  
金支給月ごとに天引きされる  
額を通知します。

### 【特別徴収の徴収月】

第1期 4月、第2期 6月、  
第3期 8月、第4期 10月、  
第5期 12月、第6期 2月

### 【特別徴収額の算定方法】

10月・12月・2月の年金天  
引き額を令和4年度保険料（3  
年中の所得を基礎）から4月・  
6月・8月の年金天引き額（2  
年中の所得を基礎とする仮徴  
収額）を差し引いた額

普通徴収の方は、保険料  
額決定通知書および納付書  
を送付します。

### 【普通徴収の納期】

第1期 7月、第2期 8  
月、第3期 9月、第4期 10  
月、第5期 11月、第6期  
12月、第7期 1月、第8  
期 2月、第9期 3月

▼詳しくは、県後期高齢者医  
療広域連合事業課（☎059  
-221-6883）、ま  
たは役場福祉課（☎33-  
0339）までお問い合わせ  
ください。

## 【保険料の算定】

年間保険料額 = ① + ②  
(上限 66万円)

- ①被保険者均等割額 = 44,589円  
※所得に応じて、左記のとおり軽減されます
- ②所得割額 = {総所得金額 - 基礎控除額} × 所得割率 (8.99%)

## 【均等割の軽減】

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額の区分	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	13,376円
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	22,294円
43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	35,671円

令和3年度に受給した世帯は対象外です

# 新たに住民税均等割が非課税になった世帯等に 臨時特別給付金10万円を給付します

町では、令和4年6月1日現在、町の住民基本台帳に登録されている方で、  
令和3年度住民税非課税等に対する臨時特別給付金を受けていない令和4年度  
の住民税均等割が非課税の世帯や、令和4年1月以降で新型コロナウイルス感  
染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯  
を支援するため、臨時特別給付金（10万円）を給付します。

## ◆給付を受けるには 確認書の提出が必要です

令和4年度住民税均等割  
が非課税の世帯には、世帯  
主宛に町から令和4年6月  
30日（月）以降、給付内容や確  
認事項が書かれた確認書が  
届きます。

確認書が届いたら、中身  
を確認し、記載されている  
給付金振り込み口座に誤り  
がないかを確認のうえ、下  
記の確認事項に間違いがな  
ければ、確認書のチェック

欄に記入し、添付書類とと  
もに、返信用封筒にて提出  
期限までに、役場福祉課ま  
で提出してください。

### 【確認事項】

- ①世帯全員が、住民税が課  
されているほかの親族な  
どの扶養を受けていない  
こと。
- ②世帯の中に、住民税課税と  
なる所得があるのに、未申  
告である方がいないこと。
- ③令和3年度住民税非課税  
世帯等に対する臨時特別

給付金の支給を受けてい  
ないこと。  
※新型コロナウイルス感染症  
予防の観点から、できる限  
り返信用封筒での提出にご  
協力をお願いします。

## ◆家計が急変した世帯は 申請が必要です

令和4年度住民税は課税  
されており、令和4年1月  
以降、新型コロナウイルス  
感染症の影響で収入が減少  
し、世帯全員が住民税均等

割非課税相当となった世帯  
（家計急変世帯）の方は、収  
入が減少したことを役場福  
祉課に届け出ること、給  
付金を受け取ることができ  
ます。

また、給付金を申請する  
際には、収入にかかると明  
細書や年金振込通知書な  
どの収入額が分かる書類、  
事業収入、不動産収入にか  
かる経費の金額が分かる書  
類の添付が必要となります。

なお、新型コロナウイルス  
感染症の影響で収入が減少し  
たが、家計急変世帯での給付  
対象になるかどうかかわらな  
い場合は、一度、役場福祉課  
までご相談ください。

※令和3年度住民税均等割  
が非課税の世帯で、未受  
給の場合は対象となるこ  
とがあります。

## ◆平日に来庁できない方

家計急変世帯の申請など  
で、開庁時間の午前8時30  
分から午後5時15分までに  
来庁できない方は、休日の  
受付など個別に対応します  
ので、随時ご相談ください。

## ◆申請書等提出期限は 令和4年9月30日（金）まで

申請書等の提出期限は、  
令和4年9月30日（金）まで  
ですので、給付の対象となる  
方は、期限までに役場福祉  
課までご提出ください。

▼住民税非課税世帯等に  
対する臨時特別給付金につ  
いて、詳しくは役場福祉課（☎  
33-0339）までお問い  
合わせください。

